

「V-CUBE センター」利用規約

株式会社ブイキューブ（以下「VC」といいます。）は、ビジュアルコミュニケーションサービスパッケージ『V-CUBE センター』（以下「本サービス」といいます。）について、以下の利用規約（以下「本規約」といいます。）を設け、本規約に基づいて本サービスを提供します。

第1条（総則）

1. 本規約は、VC、第2条第1項に規定するユーザ、VCと販売代理契約を締結した代理店に適用されます。
2. VCは、ユーザ及び代理店の事前の承諾なく本規約を改定することがあり、改定後の本規約を速やかに本サービスのWebサイト（以下「本サービスサイト」といいます。）に掲載します。
3. 本規約の改定後にユーザが本サービスを利用したときは、本規約の改定に同意したとみなされるものとします。

第2条（申込と承諾）

1. ユーザとは、本規約に承諾のうえ、本サービスを利用するためのソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）がプリインストールされた指定機器類（以下「本ハードウェア」といいます。）を購入した、法人・団体又は個人をいいます。
2. 本サービスの利用申込みは、VC所定の申込書（以下「本サービス申込書」といいます。）によるものとします。
3. 本サービスの利用契約は、VCが発行した本ハードウェアがユーザに到達したときに成立するものとします。

第3条（ID及びパスワードの発行）

1. ユーザは、VCから発行されたID及びパスワードが不正に利用されないよう、適切に管理するものとします。ID又はパスワードの不正利用によってユーザに発生したいかなる損害についても、VCはその責を負わないものとします。
2. ユーザは、ID又はパスワードが不正に使用されている、あるいは使用される可能性があるときは、直ちにVCに連絡し、VCの指示に従うものとします。
3. ユーザは、自己に発行されたIDをもって本サービスを利用する者すべてに、本規約を遵守させるものとします。ユーザに発行されたIDをもって本サービスを利用する者の行為は、ユーザの行為とみなされるものとします。

第4条（利用料と支払方法）

1. 本サービスの利用料の金額は、本サービス申込書に定めるとおりとします。
2. 本サービスの利用料には、インターネット接続料金は含まれません。ユーザは、インターネット接続料金を、ユーザが利用するインターネットプロバイダに別途支払うものとします。
3. 本サービスの利用料の支払方法は、VCが指定する金融機関口座への振込とします。振込手数料は、ユーザ負担とします。支払期日は、本サービス申込書に定めるとおりとします。
4. VCに支払われた本サービスの利用料は、第7条（解約）の場合を含め、理由の如何を問わず返金されないものとします。
5. VCは、利用料の請求を代理店に委託することがあり、ユーザはあらかじめこれに同意するものとします。その場合の利用料の支払方法及び支払期日等については、ユーザは代理店の指示に従うものとします。
6. 支払期日を経過してもなお利用料の支払がないときは、ユーザは、支払期日の翌日から支払の日まで年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算とします。）による遅延損害金を、VCに支払うものとします。

第5条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、本サービス申込書に定めるとおりとします。
2. 本サービスの利用期間が終了したときは、ユーザは、本サービスの利用期間の延長をVCに申し出ることができます。延長期間における本サービスの利用条件は、VC及びユーザが延長期間の開始日までに協議のうえ定め、ユーザは、当該利用条件に基づいた本サービス申込書を改めてVCに提出するものとします。

第6条（本ハードウェアの点検又は修理）

1. ユーザは、本ハードウェアの点検又は修理を、VCに依頼することができます。この場合、ユーザは、VCの指示に従い、本ハードウェアをVCに送達するものとします。送達にかかる費用は、ユーザの負担とします。
2. VCは、前項によりユーザから本ハードウェアを受領したときは、本ハードウェアの製造元による保証の範囲内で点検又は修理し、動作確認のうえ、ユーザに返送します。返送にかかる費用は、ユーザの負担とします。
3. 本ハードウェアの製造元による保証の範囲を超える修理等及び保証が切れた場合の点検又は修理等で発生した費用は、ユーザが負担するものとします。
4. VCは、ユーザが特に希望するときは、点検又は修理の期間中にもユーザが本サービスを利用できるよう、代替機を無償で貸し出します。代替機のユーザへの送達及びVCへの返送にかかる費用は、ユーザの負担とします。
5. 本ハードウェアの点検又は修理にあたりストレージデバイスが初期化されるなどして、ユーザが本ハードウェアに格納した情報が、本ハードウェアの点検又は修理に伴い消去又は変更されるおそれがあります。この場合、VCは、当該情報の消去又は変更に関し一切の責を負わないものとします。
6. ユーザがVCを通さずに本ハードウェアの製造元に対し修理等を直接依頼したときは、本ソフトウェアの構成が変更されるおそれがあり、その結果、本サービスが利用できなくなるおそれがあります。この場合、VCは、第2項に定める点検又は修理の対応をはじめ、本規約に基づく一切の責を負わないものとします。

第7条（解約）

1. ユーザは、本サービスを任意に解約できます。解約を希望するユーザは、所定の書面をVC又は代理店に提出するものとします。
2. VCは、前項の書面がVC又は代理店に到達した月の末日（以下「利用終了日」といいます。）をもって、本サービスの提供を終了します。
3. ユーザは、本サービスを解約した場合でも、ID及びパスワード、会議室URL等、本サービスの利用にあたりVCから提供されたいかなる情報も、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
4. 本サービスの利用にかかるユーザの情報は、利用終了日の翌日をもって削除されます。

第8条（禁止事項）

1. ユーザは、本サービスの利用にあたり、以下の各号の行為ができません。
 - (1) 他人の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害するおそれのある行為
 - (2) VCが本サービスの提供にあたり必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為をおこなうことが、本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害することとなる情報を送信する行為
 - (3) 公序良俗若しくは法令に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (4) 有償無償を問わず、本サービスをユーザ本人以外の第三者に利用させる等の二次提供をする行為（招待機能等、本サービスがその機能上予定している行為を除く）
 - (5) ID及びパスワードを、第三者に開示又は漏洩する行為
 - (6) 本サービスを利用する権利又は本ソフトウェアを、再販売、再頒布、譲渡、サブライセンス、レンタル、リース、貸与（ASP提供による時間貸しを含みますがこれに限られません。）又は担保設定等する行為
 - (7) 本ソフトウェアを、その技術的な制限を回避する方法で使用する行為
 - (8) 本ソフトウェアを、改変、翻訳、結合、修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBルする行為
 - (9) 本ソフトウェアを、複製する行為（バックアップの目的による複製も含みますがこれらに限られません。）
 - (10) 本ソフトウェアを、第三者が複製できるように公開（自動公衆送信、送信可能化を含みますがこれらに限られません。）する行為
 - (11) 本ソフトウェアの派生製品を作成する行為
 - (12) 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用する行為
 - (13) 本ソフトウェアが格納されている又は格納されていたストレージデバイスを、本ハードウェア以外の機器類に転用する行為
 - (14) VCが本サービスの提供にあたり運用する設備に対し、物理的又は電子的に不法に侵入、あるいは侵入を試みる行為
 - (15) コンピューターウイルス、その他有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
 - (16) 本サービスに関する情報を改ざんする行為
 - (17) 本サービスの信用を毀損する行為
 - (18) VCが定める一定のデータ容量以上のデータを送信する行為
 - (19) VCによる本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
 - (20) その他、VCが不適切と判断する行為
2. ユーザが前項の禁止行為のいずれかをおこなったときは、ユーザは、第6項に定める点検又は修理の対応を受けられないものとします。

第9条（サービスの停止）

1. ユーザが以下の各号のいずれかに該当するときは、VCは、当該ユーザに事前に通知のうえ、本サービスの提供を停止し又は本サービスの利用契約を解除することができます。
 - (1) 第8条の禁止行為のいずれかをおこなった場合
 - (2) 申込内容に虚偽があった場合
 - (3) 社会的に反する行為（公序良俗に反する行為、刑事罰若しくは行政処分を受けるような行為、反社会勢力若しくはそれに類する組織への所属、協力等の行為）をおこない、社会的な信用を失ったと客観的にみなされる場合
 - (4) その他、VCがユーザとして不適格と判断した場合
2. ユーザが前項各号のいずれかに該当したことによってVCに損害が生じたときは、ユーザは、VCの損害を賠償するものとします。
3. ユーザが第1項の事由に該当し、緊急性を要するとVCが判断したときは、通知なく本サービスの利用を停止し、また、本サービスを利用して送信されたコンテンツを強制的に削除することがあります。この場合、VCは、ユーザに生じるいかなる損害の賠償責任も負わず、ユーザは、当該利用停止期間の利用料の支払を免れないものとします。

第10条（サービスの稼働）

1. VCは、本サービスを提供するためのシステム及び関連設備を、原則として24時間365日稼働します。ただし、システム又は関連設備の修繕保守など、やむを得ない事由による運用停止はこの限りではありません。
2. VCは、システム又は関連設備の修繕保守などによる運用停止にあたっては、原則として2週間前までに、本サービスサイトへの通知文の掲載若しくはユーザへのメールによる通知をおこないます。ただし、緊急に対処すべきときは、別の適宜の方法で通知し又は通知を省略することができるものとします。
3. VCは、全ユーザの利用状況に応じてサーバ設備・ネットワーク設備の強化を積極的におこないます。ただし、利用状況の急激な変化など、VCが予測し得ない理由により、サーバの適応能力・ネットワーク帯域を超えて混雑したために、一時的に利用できないユーザが発生した場合には、VCはその責を負わないものとします。
4. VCは、以下の場合には、本サービスの提供を停止することがあります。VCは、以下の場合に本サービスの提供を停止するときは、あらかじめユーザに通知しますが、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
 - (1) VCのサーバ設備及び本サービスに使用するネットワークの保守上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、戦争、その他の非常事態により、本サービスの提供が困難となったとき。
 - (3) 公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、本サービスの提供が困難となったとき。
5. 前各項の事由によって本サービスの提供に一時的な中断が発生しても、VCはその責を負わないものとします。

第11条（免責）

1. ユーザは、本サービスの利用にあたり、以下の各号の事由により本サービスを快適に利用できないことがあることをあらかじめ了承したうえで、本サービスを利用するものとします。また、以下の各号の事由によりユーザに損害が発生したときでも、VCは、直接・間接を問わずその責を負わないものとします。
 - (1) ユーザによる本ハードウェアの時刻設定や言語設定等の変更
 - (2) ユーザが利用するネットワークの切断
 - (3) ユーザが利用するネットワークの品質不良
 - (4) ユーザが必要な準備、諸手続、利用料の支払を実施しない場合
 - (5) ユーザが利用する他のソフトウェアの影響
 - (6) ユーザが本ハードウェア以外で利用する周辺機器（カメラ、ヘッドセット、マイクなど）の不具合、スペック不足

- (7) 本サービスのメンテナンス
 - (8) 本サービス及び本サービスと連携するシステムの、システム障害及びハードウェア障害
 - (9) 本サービスが利用するデータセンタの障害
2. VCの意図的な怠慢又は意図的な債務不履行によるものを除き、VCは、本サービスの利用又は利用不能に起因してユーザ又は第三者に発生する損害（利益機会の喪失など間接的損害を含みますがこれらに限られません。）について、その責を負わないものとします。
 3. VCは、本サービスの利用者の間で行われる通信の内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証もおこないません。
 4. 本サービスの利用に伴いユーザと第三者との間において紛争が生じたときは、VCはその責を負わず、ユーザの責任及び負担で紛争を解決するものとします。

第12条（情報保護）

1. VCは、ユーザから本サービスの提供に関連して受領する以外は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）第2条で定義されるものをいいます。）の取得をおこなわないとし、かつ、ユーザの利用に関する情報や、ログデータ及びユーザが本サービスを利用して送受信するすべての情報について、第三者に漏洩しないものとします。ただし、ユーザの依頼又は承諾に基づく場合や、ユーザが本規約に違反した場合、及び国家機関への捜査あるいは調査協力義務が生じた場合、裁判所の命令、法令あるいは証券取引所規則ないし証券業協会規則に従い開示が要請される場合にはこの限りではなく、開示等によりユーザが被った一切の損害について、VCはその責を負わないものとします。
2. VCは、VCの定める個人情報保護ポリシー（<http://www.nice2meet.us/ja/privacy/>）及び情報セキュリティ基本方針（<http://www.vcube.co.jp/isms/security.html>）に則り、本サービス上の情報を管理・保護します。

第13条（紛争解決）

1. 本規約についてVCとユーザの間で紛争が生じたときは、VCとユーザは、それぞれ誠意をもって協議し解決するものとします。
2. 協議で解決を図ることができない場合は本規約に関する紛争について、VC及びユーザは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約に関する紛争については、日本国の法令が適用されるものとします。

以上

2010年12月07日

改定履歴

2010年12月07日 制定

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社バイキューブ